

平成 29 年度 都市計画道路 沼津南一色線道路線形検討業務委託

プロポーザル参加要領

1 趣旨

本実施要領は、「平成 29 年度 都市計画道路 沼津南一色線道路線形検討業務委託」(以下「本業務」という。)の契約候補者をプロポーザル方式(以下「本プロポーザル」という。)により選定するために必要な事項を定めるものである。

平成 27 年度に実施した「高尾山古墳保存と都市計画道路(沼津南一色線)整備の両立に関する協議会」(以下、「協議会」という。)において検討した整備案について、検討を深め実現可能とするための関係機関協議に必要な道路線形の検討及び協議資料の作成を行うものである。

そこで、協議のために必要となる資料の作成や交通シミュレーション等の業務に対する支援を、専門的な知識や同種業務実績を持つ建設コンサルタント業者に委託することにより、関係機関協議を円滑に進めることを目的として実施するものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

平成 29 年度 都市計画道路 沼津南一色線道路線形検討業務委託

(2) 業務内容

別紙「平成 29 年度 都市計画道路 沼津南一色線道路線形検討業務委託 公募仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から平成 30 年 3 月 15 日(木)まで

(4) 委託料上限額

4,999,320 円(消費税及び地方消費税を含む)

3 問い合わせ・書類提出先

沼津市建設部道路建設課街路整備係

〒410-8601 静岡県沼津市御幸町 16 番 1 号 6 階 担当者:宮地・杉本

電 話 055-934-4783 (直通番号)

F A X 055-934-4782

e-mail douro@city.numazu.lg.jp

4 参加資格要件

次の各号のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加する資格を有しない。なお、契約候補者の決定後契約締結までの間においても、以下の項目に該当した場合は契約候補者の決定を取り消すことがある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (3) 沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者
- (4) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者
- (5) 次に掲げる条件をひとつでも満たしていない者

条 件		左 記 の 詳 細
企業に求める事項	建設コンサルタント登録規程	建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第717号。)第5条の規定により「道路」、「都市計画及び地方計画」部門全ての登録を受けている者であること。
	同種業務の実績	次の①～③に示す業務すべての実績を有すること。 ① 道路計画等に関する公安委員会等との協議支援 ② 埋蔵文化財保護に関連した道路設計 ③ 交通シミュレーションによる交通渋滞を検証 なお、①～③の業務は同一業務で実施したものでなくてよい。
技術者に求める事項	資格	予定管理技術者が次の①・②の要件のうち、いずれかを満たす者であること ① 技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士で、建設部門の選択科目を「道路」又は、「都市及び地方計画」とする者 ②一般社団法人建設コンサルタンツ協会が実施するシビルコンサルティングマネージャ（RCCM）試験に合格し、同協会に備えるRCCM登録簿に登録されている者で、登録部門を「道路」又は「都市及び地方計画」とする者

【上記、企業に求める事項及び技術者に求める事項を確認できる書類】

- ・参加資格について確認できる書類（コンサルタント登録通知、TECRIS登録番号資格証明書等）を提出すること。

5 スケジュール

内 容	実施期間
参加要領等の公表	平成 29 年 5 月 19 日(金)
質問受付期間	平成 29 年 5 月 19 日(金)から 平成 29 年 5 月 26 日(金)午後 5 時まで
質問回答	平成 29 年 5 月 29 日(月)
参加申込及び業務実施体制等提案書等の提出期間	平成 29 年 5 月 29 日(月)から 平成 29 年 6 月 7 日(水)午後 5 時まで (必着)
契約候補者選定委員会	平成 29 年 6 月 12 日(月)
審査結果の通知	平成 29 年 6 月 13 日(火)
契約締結	平成 29 年 6 月中旬

※公表方法は沼津市ホームページへの掲載とする。

6 参加要領等に関する質問の受付及び回答

(1) 質問期間

平成 29 年 5 月 19 日(金) から平成 29 年 5 月 26 日(金)午後 5 時まで。

(2) 質問方法

質問書(様式 1) に質問内容等を記載し、電子メールにより「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出すること。また、提出後には必ず電話による受信確認を行うこと。

(3) 回答方法

全ての質問に対する回答をとりまとめ沼津市ホームページに掲載する。なお、質問した者については公表しない。

7 プロポーザルへの参加申込

以下の書類をプロポーザル参加申込の期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出(郵送可)すること。ただし、沼津市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、(3)(4)(5)は不要である。

(1) 参加申込書 1部(様式 2)

(2) 会社概要 1部(様式は任意だが1種類とする。パンフレット等でも可)

(3) 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書(様式 3)

(4) 財務諸表(直近事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」)

(5) 納税証明書(申込日から3か月以内に発行されたもの。課税のあるもののみ提出。)

①沼津市法人市民税納税証明書(最新の事業年度のもの)

②沼津市固定資産税納税証明書(昨年度のもの)

③国税納税証明書(「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について)

・法人登記している事業者は「その3」又は「その3の3」を提出

・個人事業者の場合は「その3」又は「その3の2」を提出

8 提案する内容

別紙「平成 29 年度 都市計画道路 沼津南一色線道路線形検討業務委託 公募仕様書」の第 3 条 業務の内容について、下記のとおり提案を行うこと。

業務実施体制等提案書等の作成及び留意事項

業務実施体制等提案書等の様式については、別添（様式 4～8）に示すとおりとする。また、様式に記載する際、提出者を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）を記載してはならない。記載のあった場合には、無効とし選定しない。

① 業務実施体制等提案書等の内容に関する留意事項

記載事項		内容に関する留意事項
業務実施体制	提案者能力（企業） 同種業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> 提案者における同種業務の実績について記載する。（3 件まで） 記載様式は様式 5 とし、1 業務につき A 4 判 1 枚以内に記載する。 図面・写真等を引用する場合は、様式の他に、A 4 判 1 枚以内に記載する。
	本業務を遂行する人員及び体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> 本業務の実施体制について記載する。 予定技術者の役割分担について明確に記載すること。 記載様式は様式 6 とし、A 4 判 1 枚以内に記載する。 図面等を引用する場合は、様式の他に、A 4 判 1 枚以内に記載する。
	予定管理技術者の業務実績	<ul style="list-style-type: none"> 予定管理技術者における同種業務の実績について記載する。又は、この他、本業務に有益と思われる業務実績について記載する。（2 件まで） 記載様式は様式 7 とし、1 業務につき A 4 判 1 枚以内に記載する。 図面・写真等を引用する場合は、様式の他に、A 4 判 1 枚以内に記載する。
	予定担当技術者の業務実績	<ul style="list-style-type: none"> 予定担当技術者の本業務において担当する部分に関連する業務の実績について記載する。（1 件） 記載様式は様式 8 とし、A 4 判 1 枚以内に記載する。 図面・写真等を引用する場合は、様式の他に、A 4 判 1 枚以内に記載する。
参考見積		<ul style="list-style-type: none"> 本業務に係る参考見積を提出すること。 記載様式は特に定めないが、A 4 判 1 枚に記載する。

【上記様式 5・7・8 に記載した業務実績等を確認できる書類】

提案者（企業）及び技術予定者の業務実績が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」に登録され、業務の

内容が確認できる場合は、確認書類の提出の必要はない。

TECRISに登録のない場合には、提案者において、過去に受注した業務実績として記載した業務について、その業務に係る契約書及び業務概要の確認できる資料の写しを提出すること。また、技術予定者においては、過去に従事した同種業務の実績として記載した業務について、その業務に係る契約書及び技術予定者が従事したことが確認できる書類（例えば業務計画書の表紙及び予定技術者が業務に従事していることが確認できるページ）等の写しを提出すること。

② 参考資料の閲覧

業務実施体制等提案書等の作成にあたり、以下の資料を閲覧することができる。

・高尾山古墳保存と都市計画道路(沼津南一色線)整備の両立に関する協議会について
上記資料は、沼津市ホームページのトップページより検索することができる。

「高尾山古墳保存と道路整備について」を参照してください。

9 プロポーザルへの参加申込及び業務実施体制等提案書等の提出

本手続は、参加申込及び業務実施体制等提案書等を同時に提出するものである。

(1) 提出期間

平成 29 年 5 月 29 日（月）から平成 29 年 6 月 7 日(水)午後 5 時まで。（必着）

(2) 提出方法

下記の書類を用意し、電子メール又は持参により道路建設課へ提出すること。

ただし、持参による場合は、事前に担当部署へ連絡するとともに、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（休日を除く。）の間に提出すること。なお、提出にかかる様式等については、沼津市ホームページからダウンロードすること。

(3) 提出書類

- ① 参加要領「4 参加資格要件」(5) を満たすことを確認できる書類（様式自由）
- ② 参加要領「7 プロポーザルへの参加申込」(1、2) 及び (3～5)（様式 2～3）
- ③ 参加要領「8 提案する内容」 業務実施体制等提案書等（様式 4～8）
- ④ 見積書（様式自由）
- ⑤ 様式 5・7・8 に記載した業務実績等を確認できる書類（TECRIS 登録無しの場合）

(4) 提出部数 各 1 部

10 選考

(1) 選考方法

業務実施体制等提案書等提出書類の内容を基に、「平成 29 年度 都市計画道路 沼津南一色線道路線形検討業務委託 契約候補者選定委員会」において評価基準(別表)により評価した評価点が最も上位の者を、契約候補者として選定する。ただし、合計点数が 60 点を超えるものがいなかった場合は、契約候補者を選定しない。

(2) 評価基準

別表「評価基準」のとおり。

11 選考結果の通知

契約候補者選定後、すみやかに沼津市ホームページ上にて結果を公表する。なお、参加者自身の評価については、契約締結後、市にその理由の説明を求めることができる。

12 失格要件

契約締結までの間に、次のいずれかに該当した場合は、当該参加者を失格とする。なお、この場合は次順位の者と協議するものとする。

- (1) 参加資格を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 提出書類に不備や錯誤等があり、再提出を求めたにもかかわらず、期限までに提出されなかった場合。
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- (5) 第三者の著作権等を侵害する行為があった場合。

13 契約の締結等

契約候補者として選定された後、仕様に関する具体的な協議を行う。これにより、見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行う場合がある。この協議成立後、沼津市契約規則に基づき契約の締結を行い、すみやかに沼津市ホームページ上にて結果を公表する。

14 契約締結後

受託者は、市との協議のもと、速やかに実施計画書（実施体制、連絡体制、工程など）を作成し、市の承認を得ること。

15 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、沼津市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 本案件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。
- (3) 提出書類は一切返却しない。

16 その他

- (1) 本件参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類における記名・押印は、すべて沼津市競争入札参加資格者名簿（業者名簿）

に登録のある者については登録のとおりとし、登録のない者については契約の権限を有する代表者のものとする。

別表 評価基準

業務実施体制等提案書を特定するための評価基準

業務実施体制等提案書の評価項目、判断基準及び配点は、以下のとおりである。

評価項目	評価の着目点		配点
		判断基準	
提案者能力 (企業)	同種業務の実績	同種業務の実績について、本業務との関連性等を勘案し評価する。 同種業務：以下に示す①～③の業務 ① 道路計画等に関する公安委員会等との協議支援 ② 埋蔵文化財保護に関連した道路設計 ③ 交通シミュレーションによる交通渋滞を検証	30
業務実施体制	本業務を遂行する人員及び体制の確保	実施体制について本業務を遂行する上で適切な体制が確保されているか評価する。 ・業務を遂行する上で確保される実施体制の適切性 ・業務を遂行する上での工夫点の妥当性	20
	予定管理技術者の実績	本業務との関連性及び有益性について勘案し評価する。	30
	予定担当技術者の実績	本業務との関連性及び有益性について勘案し評価する。	20

ただし、合計点数が60点を超えるものがいなかった場合は、契約候補者を選定しない。